

改正 2021年10月1日

2023年3月1日

(目的)

第1条 この規則は、理事長が日本女子大学公的資金研究費の管理運営・監査規程（以下「管理運営・監査規程」という。）第27条及び日本女子大学研究活動における不正行為への対応に関する規則（以下「不正行為対応規則」という。）第18条における懲戒の基準を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規則は、次の者を対象とする。

- (1) 管理運営・監査規程第21条において設置された調査委員会が行う調査の結果、公的資金研究費の不正使用（以下「不正使用」という。）の事実があると認定された研究者及び職員
- (2) 不正行為対応規則第14条において設置された調査委員会が行う調査の結果、研究活動における不正行為（以下「不正行為」という。）の事実があると認定された研究者

(懲戒の考え方)

第3条 理事長は、調査委員会の管理運営・監査規程第24条及び不正行為対応規則第16条による調査結果に基づき、前条の対象者に対して懲戒処分を教職員就業規則第39条及び日本女子大学学生懲戒規程第6条の定めにより行うことができる。

(懲戒の基準)

第4条 理事長は、教職員就業規則第39条及び日本女子大学学生懲戒規程第6条に掲げる懲戒処分の決定に当たり、次に掲げる事項を考慮して、総合的に判断して行う。

- (1) 不正使用及び不正行為の動機
 - (2) 不正使用及び不正行為の結果
 - (3) 故意又は過失の程度
 - (4) 不正使用を行った研究者及び職員の職責及び職責と不正使用との関係
 - (5) 不正行為を行った研究者の職責及び職責と不正行為との関係
 - (6) 研究者及び職員、社会に与える影響
 - (7) 過去の不正使用又は不正行為の有無
- 2 前項にかかわらず、情状酌量の余地があると認められる者については、懲戒処分を軽減することがある。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、管理運営・監査委員会及び研究行動規範委員会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（対象の明確化に伴う改正）

この規則は、2021年10月1日から施行する。

附 則（不正行為対応の追加に伴う改正）

この規則は、2023年3月1日から施行する。